

平成19年 No.17

東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考規程及び東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

大学独自の奨学金制度の創設に伴い、その名称等を区別するものである。

承認経過

平成19年3月7日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考規程及び東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月8日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第12号

東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考規程及び東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考規程（平成16年規程第58号）及び東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会規程（平成16年規程第57号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考規程の一部改正について

改正理由： 本学独自の奨学金制度の制定に伴い、その名称等を区別するものである。

改	正	現	行
東京学芸大学 <u>大学院第一種</u> 奨学金返還免除候補者選考規程		東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考規程	
(趣旨)		(趣旨)	
第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）における <u>大学院第一種</u> 奨学金返還免除候補者（以下「返還免除候補者」という。）の選考については、他の法令等に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。		第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）における奨学金返還免除候補者（以下「返還免除候補者」という。）の選考については、他の法令等に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。	
〔省略〕		〔省略〕	
(選考)		(選考)	
第3条 返還免除候補者の選考は、東京学芸大学 <u>大学院第一種</u> 奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において、当該学生の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績（奨学規程（機構平成16年規程第16号）第47条第2項に定めるものをいう。）について、総合的に評価して行うものとする。		第3条 返還免除候補者の選考は、東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において、当該学生の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績（奨学規程（機構平成16年規程第16号）第47条第2項に定めるものをいう。）について、総合的に評価して行うものとする。	
2 〔省略〕		2 〔省略〕	
〔省略〕		〔省略〕	
<u>附 則</u>			
<u>この規程は、平成19年3月8日から施行する。</u>			

東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会規程の一部改正について

改正理由： 本学独自の奨学金制度の制定に伴い，その名称等を区別するものである。

改 正	現 行
東京学芸大学<u>大学院第一種</u>奨学金返還免除候補者選考委員会規程 (趣旨) 第1条 東京学芸大学に，独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「施行令」という。）第8条第2項に規定する選考委員会として，東京学芸大学<u>大学院第一種</u>奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成19年3月8日から施行する。</u>	東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会規程 (設置) 第1条 東京学芸大学に，独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「施行令」という。）第8条第2項に規定する選考委員会として，東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。 〔省略〕